

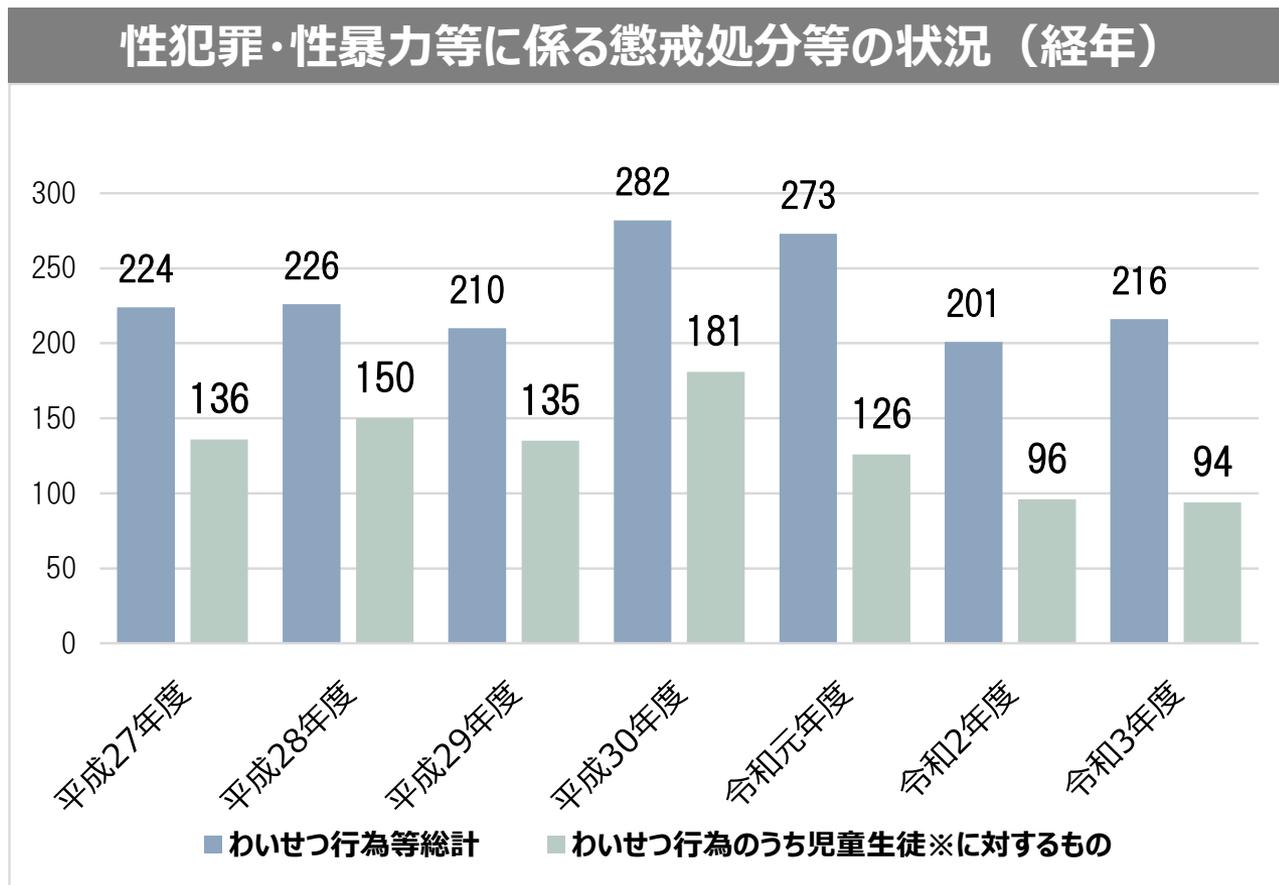
研修動画①

「教育職員等による児童生徒 性暴力等の防止等に関する法律」 についての基礎の習得

桜みらい法律事務所

弁護士 上谷さくら

性犯罪・性暴力等を理由にした、懲戒処分等は200件以上にのぼる



（出所）公立学校教職員の人事行政の状況調査より三菱UFリサーチ&コンサルティング株式会社作成

※児童生徒等：自校の幼児・児童・生徒（18歳以上の者を含む。）、他校の生徒で18歳以上の者、18歳未満の者

※令和2年度調査より幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）の教育職員についても調査の対象

被害を受けた子供への影響



- 性暴力被害者への影響は広範囲（齋藤・大竹編著,2020）
 - 自己への影響
 - 「自分は汚れてしまった」「自分に**価値が感じられない**」
 - 自分の落ち度だと思ふ、自分への**嫌悪感**
 - 心と体への影響
 - 意識が飛ぶ、「**死にたい**」「**消えたい**」気持ち
 - 不眠、食欲不振
 - 自分自身のコントロールが効かない
 - 人生への影響
 - 他者と親密な関係を築けなくなる、**周囲からの孤立**
 - 本来進むはずだった**進学・就職の制限**

（引用）齋藤梓・大竹裕子編著（2020）『性暴力被害の実際：被害はどのように起き、どう回復するのか』金剛出版

被害を受けた子供への影響



性暴力被害者の語り

「一人になったら終わりなんじゃないかって思う。どこまででも沈んでいけるからやっぱ死のうってなっちゃうから。（中略）死ねば全部解決するってやっぱ思うから。」

（引用）齋藤梓・大竹裕子編著（2020）『性暴力被害の実際：被害はどのように起き、どう回復するのか』金剛出版

心身への直接的な影響だけではなく、
その後の人生にも大きな影響を与える

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の成立

- 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」
 - 令和4年5月第204回国会 衆参全会一致で成立
- 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（文部科学大臣決定）
 - 法律に関する施策を、総合的かつ効果的に推進するために策定

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の成立

法律の目的

「教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、**児童生徒等の尊厳を保持する**」こと



学校で子供たちの尊厳を守ることができるのは先生

児童生徒性暴力等とは

- 法律に定められた言葉の定義について

「学校」とは

- 学校教育法に規定する、
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、
高等学校、中等教育学校、特別支援学校、
就学前の子どもに関する教育、保育等の
総合的な提供の推進に関する法律に規定する
幼保連携型認定こども園

「児童生徒等」とは

- 学校に在籍する幼児・児童又は生徒、それ以外の**18歳未満の者**

「教育職員等」とは

- 教育職員免許法に規定する教育職員、学校の校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員

「児童生徒性暴力等」とは

- ① 子供に性交等（刑法第一百七十七条に規定する性交等をいう。）をすること又は性交等をさせること
- ② 子供にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること
- ③ 児童ポルノ防止法第五条から第八条までの罪に当たる行為をすること
- ④ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること、性的姿態に対する盗撮行為や、盗撮目的での機器の差し向け・設置行為
- ⑤ 子供に対し、性的羞恥心を害する言動であって、子供の心身に有害な影響を与えるものをする事

「児童生徒性暴力等」とは

- ✓ 刑事罰とならない行為も含む
- ✓ 子供の同意や暴行・脅迫の有無を問わない

「子供の同意があった」

「暴行・脅迫はしていない」という**弁解は通らない**

④「身体の一部に触れること」=「不必要な身体的接触」

- 実技指導等において子供との必要な身体接触が生じる場合
- 特別支援学校の教諭等が指導や介助のために身体接触を行うこと
- 幼稚園教諭等が幼児の着替えや排せつ等の身の回りの支援を行うこと



正当な業務上の行為は、必要な範囲・態様であれば許容される

「防止等」とは

- 子供に対する性暴力等の**防止**、
早期発見、子供に対する性暴力等
への**対処**

児童生徒性暴力等の影響

■被害児童生徒や学校現場への影響

被害者への影響の大きさ

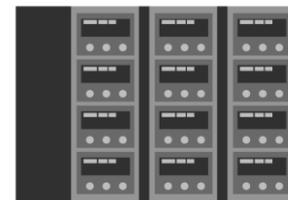
- **トラウマ**による生活状況の悪化
- **P T S D**の発症
- 自己への影響、心と体への影響

⇒ 人生そのものに強い悪影響



加害者への影響

- 刑事事件として処罰される
- 民事上の不法行為責任を負う
- 原則懲戒免職
- 教員免許状が失効又は取上げ処分
⇒ 特定免許状失効者等として
データベースに登録される



免許状の再授与について

- 子供への性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は、**再授与を行わない**
- 再授与にあたっては、再授与審査会にて出席委員の全会一致が必要
- その先生が再び性暴力等を行った場合は、授与権者（都道府県教育委員会）に**損害賠償の責任が問われる**ことも

特定免許状失効者等が、再び教壇に立つことは
きわめて困難

学校に通う子供や保護者への影響

- 同じクラスや学校の子供たちにも**体調不良**、**不登校**など
- 保護者は状況確認や**転校**を検討
- 教育界全体への**不信**



加害者の同僚の先生たちへの影響

- 警察への捜査協力や保護者に対する説明等の対応に追われる
- 同僚が大事な子供を傷つけたことへの怒りや不信感
- 被害を受けた子供や他の子供たちのケア
- 事件対応によって滞った授業の遅れを取り戻すための努力

先生たちに課せられる義務

学校や先生に課せられる義務

- 子供への性暴力等を早期に発見するため、その学校に在籍する子供たちや先生たちに対する**定期的な調査**等を実施する義務。
- 国や地方公共団体は、先生による子供への性暴力等に関する**通報**及び**相談を受け付けるための体制を整備**する義務。
- 子供から、性暴力等の相談を受けたときは、その**子供が在籍する学校へ通報**し、犯罪の疑いがあるときは、速やかに警察署に通報し、刑事訴訟法の定めにしたがって告発し、**所轄警察署と連携して対処**する義務。
- 学校の設置者は、専門家の協力を得ながら、自ら必要な調査を行い、その学校に**在籍する子供たちや保護者に対する支援等**を継続的に行う義務。

まとめ

■ 児童生徒性暴力等の影響

被害者への影響

トラウマ、PTSD
希死念慮
その後の人生の制限

学校に通う子供や 保護者への影響

体調不良、転校
教育界全体への不信

同僚の影響

事案対応
子どもへのケア
遅れを取り戻す努力

加害者の影響

刑事事件として処罰
原則懲戒免職

■ 法律により課せられた義務

- 子供への性暴力等を早期に発見するための定期的な調査
- 通報及び相談を受け付けるための体制整備
- 性暴力等の相談を受けた場合の、通報や警察署との連携
- 専門家の協力を得た上で、必要な調査、子ども・保護者への継続的な支援

最後に…先生たちへのお願い

- 被害は潜在化しやすい（被害拡大の恐れ）
- 被害の防止早期発見の必要性

⇒ **先生たちの力が不可欠！**

子供たちが安心・安全な学校で学べるように